

入国管理今昔

～炭酸水シャンプーと「出入国管理及び難民認定法」の法令番号の謎～

平成25年6月13日

行政書士 林 幹

「出入国管理及び難民認定法」、いわゆる入管法の法令番号は昭和26年政令第319号であるが、法律でありながら令（政令）と表記されている。皆さんはその理由をご存知でしょうか。

昨年の猛暑の頃、申請のための待ち時間を利用して、東京入国管理局の近所をぶらぶら散歩した。東京入国管理局は申請者で混雑していることが少なくなく申請までに3時間4時間とかかることがある。ぶらぶら散歩の最後に東京入国管理局を縄張りとする行政書士にとってはおなじみの“ローソン”がある場所にやってきた。実はこのコンビニ、ローソンではない。店のデザインはローソンとまったく同じなのでローソンと誤解されやすいが、看板には「ローソン」ではなく、「ポートストア」と表示されている。「ポートストア」とは財団法人東京港湾福利厚生協会が運営を行うコンビニで都内に9店舗ある。「ポートストア」も珍百景？だと思うが、コンビニの隣にある散髪屋さんの“炭酸水シャンプー”という看板が私の目に止まった。この暑さで頭も汗だくだったので、さっそく体験してみることにした。シャンプーをしてもらいながらマスターとあれこれ話をしていると、マスターはこの地で40年ほど散髪屋さんを営んでいるとのことだった。自然、現在東京入国管理局がある品川埠頭の昔の様子に話が及び、東京入国管理局がある場所は以前は東京税関があったと教えてもらった。昭和39年3月、品川埠頭に完成した東京税関本関庁舎は、平成12年9月、江東区青海に移転し、それまで大手町の合同庁舎にあった東京入国管理局がその跡地に新築され、平成15年2月から現在の地で業務を開始して現在に至る。

入管法の歴史を紐解くと、実は入管と税関は切っても切れない関係にある。昭和24年8月10日に公布され同日施行された「出入国の管理に関する政令（昭和24年政令第299号）」は、「外務省管理局に、入国管理部を置く。」とし（第2条）、「出入国に際し、権限のある公的機関の発行する旅券又はこれに代わるべき書類に証印させるため、税関に、入国監理官を置く。」と規定してい

た（第4条第1項）。たまに一般の方で入管と税関を混同される方がおられるがもともと両者は非常に近い関係にあったのである。昭和25年9月30日に公布され同年10月1日より施行された「出入国管理庁設置令（昭和25年政令第295号）」でも、「出入国に際し、権限のある公的機関の発行する旅券又はこれに代わるべき書類に証印させるため、及び出国の許可に関する事務を行わせるため、税関に、出入国監理官を置く。」と規定され（第6条第1項）、出入国管理事務の所管は外務省であるが、出入国管理の審査を行う出入国監理官はそ税関に置かれる体制がそのまま維持されている。

昭和26年10月4日に公布され同年11月1日に施行された「入国管理庁設置令（昭和26年政令第320号）」では、「入国管理庁に、入国審査官を置く。」（第9条）と規定され、税関に審査担当者が置かれることはなくなったが、出入国管理事務の所管は外務省のままであった。現在のように、出入国管理事務が法務省の所管とされたのは、昭和27年8月1日からである。昭和27年7月31日に公布され同年8月1日に施行された「法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）」で、「出入国の管理及び外国人の登録に関する事項」が法務省の所管とされ（第2条第7号）、法務省に入国管理局が置かれることになったのである（第3条）。このように戦後の一時期、出入国管理は外務省の所管であったためか、平成11年頃までの歴代法務省入国管理局長の大半は外務省出身者が占めている。近年は入国管理局の生え抜きもいるにはいるが、検事出身者が多い。

前述の「出入国の管理に関する政令（昭和24年政令第299号）」は、在留資格なる文言をはじめ採用した「出入国管理令（昭和26年政令第319号）」が昭和26年11月1日から施行される（昭和26年10月4日公布）とともに廃止されることになる。これらの政令は、「ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件（昭和20年勅令第542号）」に基づく政令（いわゆるポツダム政令）であるが、「出入国管理令」は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）」（昭和27年4月28日公布）により、サンフランシスコ平和条約の発効日である昭和27年4月28日に法律としての効力が与えられることになった。しかし、「出入国管理令」は法律となったが、名称は”令”のままであった。「出入国管理令」が”名実”ともに法律となるには、それから約30年後の昭和56年6月12日を待たなければならなかった。「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和56年法律第86号）」（昭和56年6月12日公布、昭和57年1月1日施行）

で、法律の目的に「難民の認定手続を整備すること」が追加され、その題名も「出入国管理令」から「出入国管理及び難民認定法」に改められることになった。しかし、一部改正であったため、法令番号は依然として昭和26年政令第319号のまま今日に至り、法令番号のなかにポツダム政令の面影を今なお見て取れる。

平成元年6月15日、出入国管理及び難民認定法施行規則が改正施行され、行政書士で法務大臣が適当と認めるものが、在留資格の変更、在留期間の更新、永住及び再入国の許可申請について申請の取次ぎを行えるようになった。申請の取次ぎとは本人に代わって申請書等の提出を行うことであるが、行政書士法上、行政書士には官公署に提出する書類を提出する手続について代理することが認められているが（行政書士法第1の3第1号）、出入国管理及び難民認定法が本人出頭主義を建前としている関係で、申請の代理ではなく申請の取次ぎという形で本人の出頭を免除することになったのである。その後、行政書士の申請取次ぎ制度は、申請取次ぎの対象となる申請範囲の拡大に加え、平成16年12月には、都道府県行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出を行うことにより申請の取次ぎが可能となるなど発展を遂げている。

この連載では、入管行政及び入管実務の”いま”を深く理解するためにぜひとも知っていただきたい、入管法の歴史を実務家の観点からご紹介していきたい。ところで、炭酸水シャンプーだが、マスターのパワフルな手の動きで相当数の髪が抜け落ちたが、とても爽快で期待どおりだった。ぜひお試しあれ。

以上